

さいたま市告示第308号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和8年2月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市桜区大字上大久保字東781番1、781番2、781番3、781番4、784番1、784番3、785番1、785番2、785番3、785番4、785番6、786番8、786番9、786番10、787番6、787番8、800番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市桜区大字上大久保789-1

榎本 昭光 榎本 登美子

3 許可番号

令和6年10月3日

第 開 - S2024033 号

4 検査済証番号

令和8年2月17日

第 完 - S2024033 号